

軽油引取税の課税免除の特例措置（海上保安庁関連船舶）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- （海保船舶）海上保安庁は、我が国の領海や排他的経済水域において「海上の安全及び治安の確保を図ること」を任務とし、海上犯罪の取締りや海難救助、船舶航行秩序の維持などの多種多様な業務に従事しているところ、これらの業務を行う船舶の動力源として軽油を使用している。
- （海上災害防止センター）（一財）海上災害防止センターは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の13に基づく「指定海上防災機関」として、全国で唯一の海上防災訓練の実施機関である。事故発生時の対応や海上防災能力の向上のため、幅広い関係者を対象に、国内法に基づく船員等に対する消火訓練、油等の防除訓練、STCW条約に基づく基本訓練等を提供しているところ、これらの業務を行う船舶の動力源として軽油を使用している。
- （清港会）清港会は、港内及びその周辺水域の船舶交通の安全確保、環境衛生の維持等を図るため、船舶交通の支障となる漂流物の収集、油の除去など、極めて公益性の高い活動に従事しているところ、これらの活動に用いる船舶の動力源として軽油を使用している。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 国土交通省政策評価体系上の位置づけ
 - ・政策目標：2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現
 - ・施策目標：4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する
- ・政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保
- ・施策目標：18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第1号
 創設年度：昭和31年度（平成21年度に附則へ移行）
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】
 （事前に都道府県知事から免税軽油の数量等を記載した免税証を取得。事後に免税軽油の引取りに関する事実等を記載した報告書を都道府県知事に提出。）

- 船舶（海上保安庁関連船舶を含む。）の動力源に供する軽油について、軽油引取税の課税を免除する。

減収額

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額 (億円)	海保船舶	9.08	8.31	9.28	8.83	8.80	7.77
	災防センター	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	清港会	0.09	0.09	0.10	0.09	0.10	0.10

（出所）（海保船舶）海上保安庁装備技術部施設補給課調べを基に算出
 （海上災害防止センター）（一財）海上災害防止センターへの聞き取り調査を基に算出
 （清港会）清港会への聞き取り調査を基に算出

③ アクティビティ

- （海保船舶）本特例措置により、海上保安業務の実施体制の維持、強化が図られ、国民の安全・安心を確保することができる。
- （海上災害防止センター）本特例措置により、訓練実施費用が確保され、訓練実施回数や受講者増加が見込まれ、我が国の海上防災能力向上に繋がる。
- （清港会）本特例措置により、清港会の継続的な活動が維持され、港における船舶交通の安全に繋がる。

④ アウトプット

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数 (KL)	海保船舶	28,302	25,901	28,901	27,510	27,405	24,215
	防災センター	16.7	13.2	13.5	9.4	9.7	8.8
	清港会	272	295	296	282	316	296

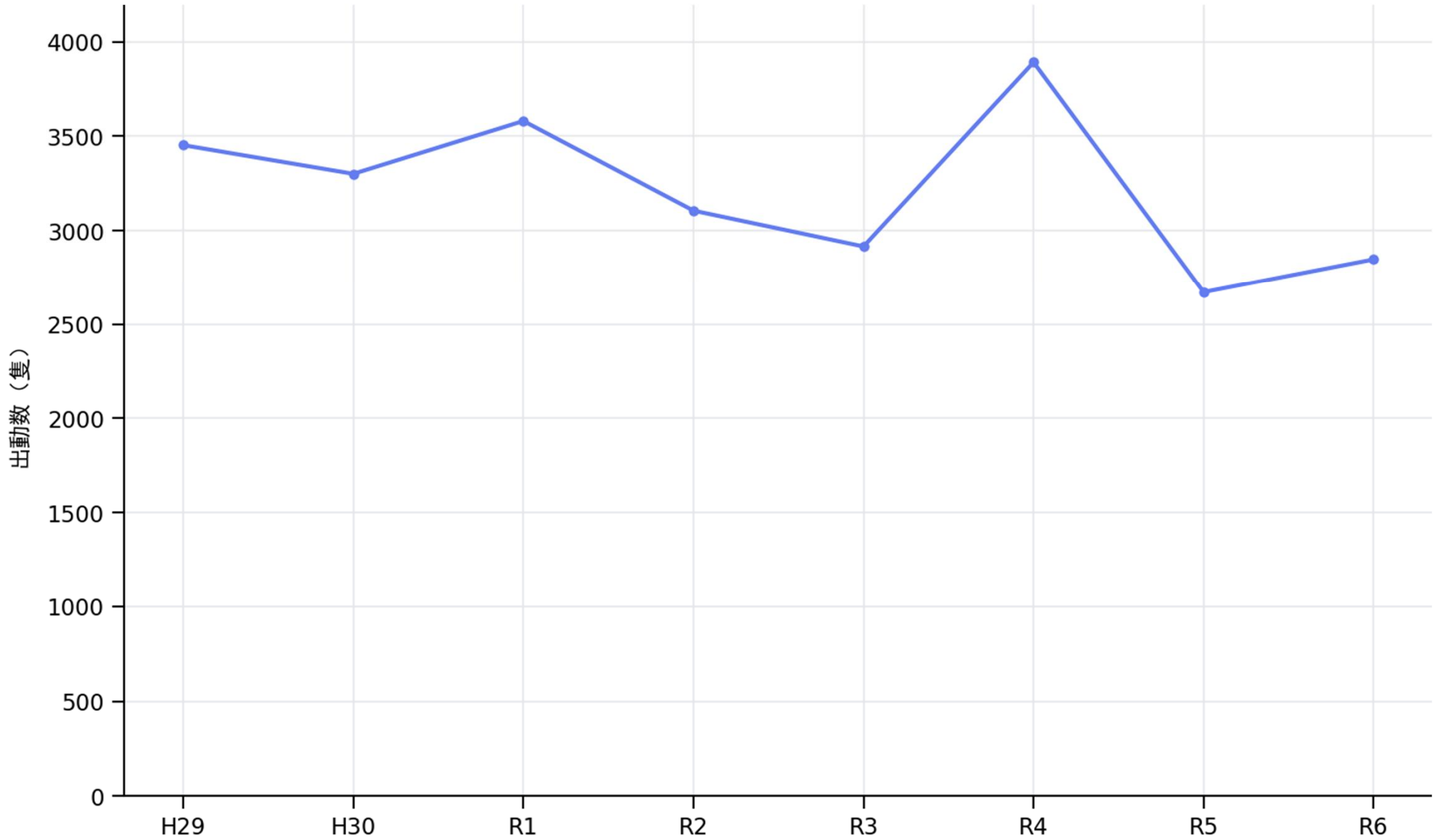
(出所) (海保船舶) 海上保安庁装備技術部施設補給課調べによる
 (海上災害防止センター) (一財) 海上災害防止センターへの聞き取り調査による
 (清港会) 清港会への聞き取り調査による

○アウトカムに対する効果分析（海上保安庁の船舶）

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 軽油引取税の課税免除により燃料コストが低減され、船舶の運航に必要な量の軽油を確保し、巡視警戒活動や海難救助等の海上保安業務を適切に実施する。
⑤ 短期アウトカム	○ 適切な海上保安業務の実施（巡視警戒活動、海難救助、海上犯罪の取締り等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：巡視船艇の出動隻数 ・ 目標値：前回特例延長期間（令和3～5年度）の平均値と同等の出動隻数を毎年度維持する。 ・ 対象期間：1～2年程度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 継続的な免税措置により、海上保安業務の実施に万全を期した体制が維持される。
⑥ 中期アウトカム	○ 海上保安業務の実施体制の維持、継続的な業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：巡視船艇の出動隻数 ・ 目標値：前回特例延長期間（令和3～5年度）の平均値と同等の出動隻数を毎年度維持する。 ・ 対象期間：3～5年程度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 海上保安業務の実施体制に万全を期すことで、引き続き国民の安全・安心の確保を図る。
⑦ 長期アウトカム	○ 海上保安業務の実施体制の維持、継続的な業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：巡視船艇の出動隻数 ・ 目標値：前回特例延長期間（令和3～5年度）の平均値と同等の出動隻数を毎年度維持する。 ・ 対象期間：5～10年程度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
巡視船艇の出動隻数（H29以降）	海上保安庁の軽油使用船艇を含めた船艇の活動状況を示すデータであるため。
分析手法：時系列分析 選定理由：複数年度の傾向を分析することにより、本特例措置が海上保安業務の実施体制が維持に寄与しているか検証することが可能であるため。	

巡視船艇の出動隻数(H29以降)



(出典) 海上保安レポートより作成

○評価等（海上保安庁の船舶）

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 本特例措置により、船舶の運航に必要な燃料を確保でき、海上保安業務の実施体制に万全を期すことで国民の安全・安心の確保が図られている。	○ 本特例措置により、船舶の運航に必要な燃料を確保でき、海上保安業務の実施体制に万全を期すことで国民の安全・安心の確保が図られている。	○ 本特例措置により、船舶の運航に必要な燃料を確保でき、海上保安業務の実施体制に万全を期すことで国民の安全・安心の確保が図られている。
② 達成できていない場合の要因	—	—	—
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置の活用により、船舶の運航に必要な燃料油を確保でき、領海警備、治安の確保、海難救助、海洋環境の保全、自然災害への対応、海洋調査、海洋情報の収集・管理・提供、船舶交通の安全確保等の業務を適切かつ確実に遂行することができている。 ○ 海上保安庁の業務がますます多様化し、その重要性が高まっているなか、仮に当該免除措置がなくなった場合、その任務を十分に達成することができず、違法操業による水産資源の乱獲や航路等における船舶事故の増加など、海上の安全・治安の確保に支障をきたし、我が国全体の経済活動及び国民の生活に大きな影響を与えるおそれがある。 		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本特例措置は、軽油使用量に応じて確実かつ適時に免税措置を受けることができる点で、効果的かつ効率的な措置であると考えられる。 ○ 軽油引取税が一般財源となるまで船舶については課税されてこなかった経緯や、今般の逼迫した財政事情に鑑みれば、課税分の予算手当は非常に難しく、仮に軽油引取税の課税に伴う単年度の予算手当が行われたとしても、継続的な予算措置がなされるとは限らない。また、予算で免税分の埋め合わせをする場合、地方自治体への納税のための費用を国の予算で賄うといういびつな構造ができることになり、不適切である。 ○ 本特例措置は、少数の特定地域のみで活用が想定されるものではないため、負担軽減措置により措置すべきものとして妥当である。 		
⑤ 見直しの方向性	○ 極めて公益性の高い海上保安庁の任務を確実に遂行するため、現行措置の継続を含めて検討する。その際、今回の自己点検における効果分析等に加え、昨今の国際情勢や海上保安庁の任務が将来にわたるものであること等も踏まえつつ、恒久化も含めて検討する。		

主担当部局 : 海上保安庁装備技術部施設補給課
 共管担当部局 : —

○アウトカムに対する効果分析（海上災害防止センターの船舶）

アウトカムから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 軽油引取税の課税免除により燃料コストが低減されることで、防除訓練等を実施する費用が確保され、現状の訓練の実施回数や訓練の水準の維持に繋がる。
⑤ 短期アウトカム	○ 現状の消火訓練や油防除訓練等の訓練の回数や水準の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：訓練実施回数の推移 ・目標値：110回 ・対象期間：1～2年程度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 継続的な訓練の実施や訓練水準の維持によって、幅広い関係者に訓練を提供する体制を整備し、受講者の増加を図る。
⑥ 中期アウトカム	○ 幅広い関係者への訓練提供体制の整備、訓練受講者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：訓練受講者数の推移 ・目標値：5年間で9,000名 ・対象期間：3～5年程度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 引き続き、訓練を提供する体制を整えることで、国内外のより幅広い関係者に訓練の提供を行う。
⑦ 長期アウトカム	○ 訓練受講者の更なる拡大、国際協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：訓練受講者数の推移 ・目標値：10年間で18,000名（うち、国際協力に係る訓練の受講者数：180名） 対象期間：5～10年程度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
海上防災訓練実施回数の推移	対象件数459件（※令和4年～令和7年の間）
訓練受講者数の推移	過去10年間の受講者数合計18,262名
分析手法：時系列分析 選定理由：複数年度の傾向を分析することにより、本特例措置が免税軽油使用船の訓練実績や訓練受講者数の維持・増加に寄与しているか検証することが可能であるため。	

【訓練受講者数の推移】

年度	受講者数（名）
平成28年度	1,907
平成29年度	1,889
平成30年度	1,883
令和元年度	2,028
令和2年度	925
令和3年度	1,484
令和4年度	1,856
令和5年度	2,071
令和6年度	2,047
令和7年度	2,172
（合計）	18,262

【うち、JICA等との国際協力に係る訓練の回数及び受講者数】

年度	訓練回数	受講者数（名）
平成28年度	1	19
平成29年度	1	17
平成30年度	1	9
令和元年度	2	19
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	1	17
令和5年度	3	48
令和6年度	3	54
令和7年度	4	44
（合計）	16	227

【本特別措置による免税軽油使用船の訓練実績】

年度	回数
令和4年度	118
令和5年度	119
令和6年度	112
令和7年度	110
（合計）	459

○評価等（海上災害防止センターの船舶）

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 防災に関わる幅広い関係者を対象に、消火訓練や油防除訓練等を実施している。	○ 幅広い関係者へ訓練を提供した結果、訓練受講者は増加傾向にある。	○ 更なる訓練受講者の増加や海上防災のための国際協力を推進している。
② 達成できていない場合の要因	—	—	—
③ 政策効果等	○ 本特例措置の活用により、災害に携わる幅広い関係者に対する消火訓練、油・有害液体物質の防除訓練及びSTCW条約に基づく基本訓練並びに各国の防災担当者に対するJICA等と連携した訓練が継続的に実施されており、幅広い関係者の防災能力の向上及び諸外国との海上防災の連携強化につながっている。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 海上災害防止センターは、消火訓練、油等の防除訓練、STCW条約に基づく基本訓練等の法定訓練や消防職員、エネルギー関連企業等に対する訓練を実施することにより海上防災能力の向上に寄与しており、活動は高い公益性を有しているため、本特例措置は妥当である。 ○ その上で、予算措置等については、独立行政法人であった海上災害防止センターが平成20年以降、収入に見込みが立ち採算が確保されたことにより、公費の投入等といった国の関与を極力廃止し、自由度の高い運営を可能とするために指定法人化された際の平成24年度における海防法改正時の趣旨に反する。加えて、補助金による支援の場合、継続的な予算措置がなされるとは限らないため、税制による支援措置が望ましい。		
⑤ 見直しの方向性	○ 極めて公益性の高い海上災害防止センターの任務を確実に遂行するため、現行措置の継続を含めて検討する。		

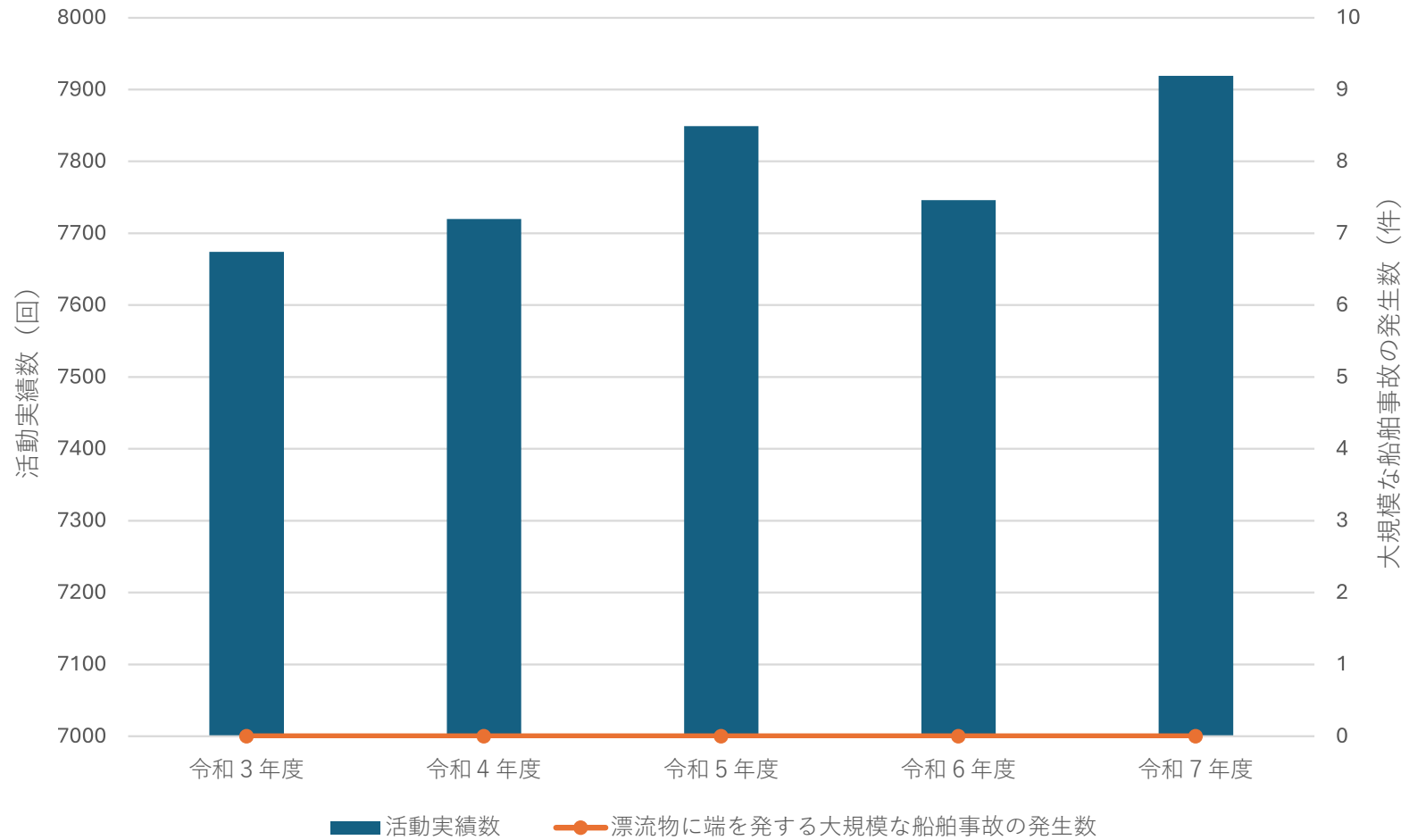
主担当部局 : 海上保安庁警備救難部環境防災課
 共管担当部局 : —

○アウトカムに対する効果分析（関連公益法人等の船舶）

アウトカムから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 軽油引取税の課税免除により燃料コストが低減されることで、港内の漂流物や油の除去収集等の業務を行うために必要な活動費用を確保する。
⑤ 短期アウトカム	○ 清港会の安定的かつ十分な活動態勢を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：活動実績数 ・目標値：前回特例延長期間（令和3～5年度）の平均値と同等の活動実績数を毎年度維持する。 ・対象期間：1～2年程度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 清港会の継続的な活動により漂流物に端を発する事故件数が減少し、港内における船舶交通の安全が確保される。
⑥ 中期アウトカム	○ 港における船舶事故の減少 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：漂流物に端を発する大規模な※船舶事故の件数 ※港の機能が長期間停止するような社会的影響が著しいもの ・目標値：漂流物に端を発する大規模な船舶事故の発生を未然に防止する。 ・対象期間：3～5年程度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 清港会の継続的な活動により漂流物に端を発する事故件数が減少し、港内における船舶交通の安全が確保される。
⑦ 長期アウトカム	○ 港における船舶交通の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：漂流物に端を発する大規模な※船舶事故の件数 ※港の機能が長期間停止するような社会的影響が著しいもの ・目標値：漂流物に端を発する大規模な船舶事故の発生を未然に防止する。 ・対象期間：5～10年程度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
清港会における活動実績数（回）	清港会への聞き取り調査結果による。
漂流物に端を発する大規模な船舶事故の発生数	海上保安統計年報
分析手法：時系列分析 選定理由：複数年度の傾向を分析することにより、本特例措置が清港会の活動を通じて港内における船舶交通の安全に寄与しているか検証することが可能であるため。	

活動実績数と漂流物に端を発する大規模な船舶事故の発生数の推移



(出典) 清港会への聞き取り調査
海上保安統計年報

○評価等（関連公益法人等の船舶）

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○ 清港会の安定的かつ十分な体制が確保され、継続的に活動している。	○ 清港会の安定的かつ十分な体制が確保され、継続的な活動により、漂流物に端を発する大規模な船舶事故は発生していない。	○ 清港会の安定的かつ十分な体制が確保され、継続的な活動により、漂流物に端を発する大規模な船舶事故は発生していない。
② 達成できていない場合の要因	短期 -	中期 -	長期 -
③ 政策効果等	○ 本特例措置の活用により、清港会の安定的かつ十分な活動態勢が確保され、船舶の衝突事故等の抑制、船舶交通の安全確保に繋がっている。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○ 本特例措置は、少数の特定地域のみで活用が想定されるものではない。また、本特例措置により、港内及びその周辺水域の流木等の漂流物の除去、油の収集などの活動を行うための費用が確保され、当該活動を安定的に実施でき、船舶交通の安全確保に寄与する。このため、負担軽減措置により措置すべきものとして妥当である。 ○ その上で、本特例措置が適用されない場合、軽油調達価格の上昇により不足する活動費用確保のために、自治体（補助金/委託料）の負担増を求めていく事が考えられるが、「課税して再交付する」といういびつな構造になることから、不適切である。		
⑤ 見直しの方向性	○ 極めて公益性の高い清港会の活動を継続できる体制を確保するため、現行措置の継続を含めて検討する。		

主担当部局 : 海上保安庁交通部航行安全課
 共管担当部局 : -